

産業廃棄物処理業者名簿

(令和 7 年 1 0 月 4 日現在)

川崎市環境局生活環境部
廃 棄 物 指 導 課

1. 説 明

(1) この名簿は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）に基づく、以下の産業廃棄物処理業の許可を令和7年10月4日現在、川崎市長から受けている者を対象としています。

- ア 産業廃棄物収集運搬業 (法第14条第1項又は法第14条の2第1項)
イ 産業廃棄物処分業 (法第14条第6項又は法第14条の2第1項)
ウ 特別管理産業廃棄物収集運搬業 (法第14条の4第1項又は法第14条の5第1項)
エ 特別管理産業廃棄物処分業 (法第14条の4第6項又は法第14条の5第1項)

(2) 産業廃棄物の種類と表示方法

ア 産業廃棄物は、法で定められた6種類と「法施行令」（以下「政令」という。）で定められた14種類の合わせて20種類とし、特別管理産業廃棄物は、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定められたものとします。

イ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類は、以下のように一部略して表示されています。

No.	産 業 廃 棄 物
1	燃え殻
2	汚 泥
3	廃 油
4	廃 酸
5	廃アルカリ
6	廃プラ類（廃プラスチック類）
7	紙くず
8	木くず
9	繊維くず
11	ゴムくず
12	金属くず
13	ガラスくず（政令第2条第7号に定めるもの）
14	鉱さい
15	がれき類（政令第2条第9号に定めるもの）
16	動物ふん尿（動物のふん尿）
17	動物の死体
18	ばいじん
19	13号廃棄物（政令第2条第13号に定めるもの）
20	動物系不要物（政令第2条第4号の2に定めるもの）

No.	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物
1	廃 油（燃焼しやすいもの）
2	廃 酸（PH2.0以下）
3	廃アルカリ（PH12.0以上）
4	感染性産業廃棄物
5	特定有害産業廃棄物
	(1) 廃PCB（廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物）
	(2) 廃水銀等
	(3) 下水道汚泥（指定下水道汚泥）
	(4) 鉱さい
	(6) ばいじん
	(7) 燃え殻
	(8) 廃 油（廃溶剤）
	(9) 汚 泥
	(10) 廃 酸
	(11) 廃アルカリ

※ PCBはポリ塩化ビフェニルをいいます。

(3) 事業範囲

業の事業範囲に制限等がある場合と、特別管理産業廃棄物に含まれる有害物質の種類は以下の表に示した番号で表示しています。

番号	事業範囲に関する制限等
00	制限がある場合は左欄に記載
40	廃油（燃焼しやすいもの）
41	廃酸（腐食性）
42	廃アルカリ（腐食性）
87	石綿含有産業廃棄物を含む
99	その他
119	水銀含有ばいじん等を含む
120	水銀使用製品産業廃棄物を含む

番号	特別管理産業廃棄物に含まれる有害物質の種類
04	水銀又はその化合物
05	カドミウム又はその化合物
06	鉛又はその化合物
07	有機燐化合物
08	六価クロム化合物
09	砒素又はその化合物
10	シアン化合物
11	P C B

番号	特別管理産業廃棄物に含まれる有害物質の種類
12	トリクロロエチレン
13	テトラクロロエチレン
14	ジクロロメタン
15	四塩化炭素
16	1, 2-ジクロロエタン
17	1, 1-ジクロロエチレン
18	シス-1, 2-ジクロロエチレン
19	1, 1, 1-トリクロロエタン
20	1, 1, 2-トリクロロエタン
21	1, 3-ジクロロプロペン
22	チウラム
23	シマジン
24	チオベンカルブ
25	ベンゼン
26	セレン又はその化合物
27	ダイオキシン類
28	1, 4-ジオキサン